

規 則

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第二十一号

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の地域手当に関する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「職員の給与に関する条例」の下に「(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)」を加え、「並びに職員の修学部分休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第九号)第三条第一項」を「、職員の修学部分休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第九号)第三条第一項並びに職員の高齢者部分休業に関する条例(令和四年埼玉県条例第三十号)第三条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。